○農林水産省告示第二千百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町大字船子字椹森一五九九、一六〇三の一、一六〇三の二、一六〇四の二、甲一六三七、乙一六三七、一六三九、字宮ノ沢一六九四の二、字紙干場甲一七〇一の一、丁一七〇一、庚一七〇一、字土倉二四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字椹森一五九九、一六〇三の一、一六〇三の二、一六〇四の二、甲一六三七、乙一六三七、一六三九、字宮ノ沢一六九四の二、字紙干場甲一七〇一の一、丁一七〇一、庚一七〇一、字土倉二四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに沼田市役所及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県多野郡上野村大字新羽字峰一二二六から一二二九まで、一二四二、一二五六から一二五八まで、甘楽郡甘楽町大字秋畑字梅ノ木入五九一〇の一、五九九三の一、五九九五の一、五九九七の二、五九九九の二、五九九九の一〇、南牧村大字星尾字扇畑二〇九五の一、二〇九六の一、二〇九六の二、二〇九九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県桐生市梅田町五丁目字馬道一〇二三・甲一〇二七・乙一〇二七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇二五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び桐生市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村大字星尾字小倉平一四六七の二、一四七二の二、一五二七の二、丙一五二九、一五三四、多野郡神流町大字生利字小塩沢乙一二九三・甲一二九四の一・一三〇〇の一・一三〇一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字三屋一九八八、一九八九の一、一九九一、一九九二の一、一九九三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小倉平一四六七の二、一四七二の二、一五二七の二、丙一五二九、一五三四、字小塩沢乙一二九三・甲一二九四の一・一三〇〇の一・一三〇一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字三屋一九八八、一九八九の一、一九九三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに富岡市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字本宿字丸塚二三八五、字権田道二四〇二、字甘酒原二二九七の三（次の図に示す部分に限る。）、字上丸塚三三〇〇の一・三三〇〇の一二八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県一関市千厩町奥玉字飛ケ森一一の四九二、字川崎三〇の一（次の図に示す部分に限る。）、三〇の二、三〇の三、四三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県一関市厳美町字**杭**木立三六の四・四二の一・四二の三・四二の五・五五の一・五五の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）